

7川こ保2第1413号  
令和8年3月19日

各地域型保育事業所 御担当者様

川崎市こども未来局  
保育・幼児教育部保育第2課長

令和7年度地域型保育事業所子どものための教育・保育給付費等の4・5月に向けた請求事務の取扱い等について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、円滑な請求・支払事務のため次のとおり取り扱うことといたします。

### 1 給付費における4月以降の請求について

令和7年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和8年5月までとなります。公定価格の改定に伴う全月分の追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、請求の分散化等を図りたいと思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和8年4月	<p><b>【全施設共通】</b></p> <p>◎処遇改善等加算（市処遇改善等加算含む。「以下同」）について、順次認定の上、通知書を発出します。</p> <p>◎地域活動事業費について、実績報告をオンライン手続かわさきで行った事業所は、4月に請求してください。</p> <p>◎3月加算等の追加請求について未請求分がある事業所は、4月に請求してください。</p> <p><b>【小規模保育事業A型・B型・事業所内保育事業】</b></p> <p>◎以下の内容に係る4月～8月及び3月分を請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公定価格の単価改定</li><li>・処遇改善等加算（認定通知が届いた事業所に限る）</li><li>・地域活動事業費（実績報告をオンライン手続かわさきで行った事業所のみ。実績報告書の実績額を3月分とし、請求してください）</li></ul> <p>※当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。</p>

	<p><b>【家庭的保育事業・小規模保育事業C型】</b></p> <p>◎以下の内容に係る<u>4月～3月分(令和7年度全月分)</u>を請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公定価格の単価改定</li> <li>・ 処遇改善等加算（認定通知が届いた事業所に限る）</li> <li>・ 地域活動事業費（実績報告をオンライン手続かわさきで行った事業所のみ。実績報告書の実績額を3月分とし、請求してください）</li> </ul> <p>※当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。</p>
令和8年5月	<p><b>【小規模保育事業A型・B型・事業所内保育事業】</b></p> <p>◎以下の内容に係る<u>9月～2月分</u>を請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公定価格の単価改定</li> <li>・ 処遇改善等加算（4月請求時点で認定通知が届いていない事業所は、5月請求で全月分請求してください）</li> </ul> <p>◎令和7年度分における請求漏れがないかご確認の上、該当する場合には請求を行ってください。</p> <p>※当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。</p> <p><b>【家庭的保育事業・小規模保育事業C型】</b></p> <p>◎以下の内容に係る<u>4月～3月分(令和7年度全月分)</u>を請求してください。（4月請求時点で処遇改善等加算の認定通知が届いていない事業所に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処遇改善等加算</li> </ul> <p>◎令和7年度分における請求漏れがないかご確認の上、該当する場合には請求を行ってください。</p> <p>※当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。</p>

## 2 請求事務に係る留意事項について

年度末の請求において留意が必要な事項については、以下の点が想定されますので、御確認ください。

### (1) 産休等代替臨時職員雇用費について

産休・病休が有給である事業所のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある事業所につきましては、産休等代替臨時職員雇用費の請求ができる可能性がありますので、請求漏れが無いよう御留意ください。また、年度をまたいで産休等を取得する場合でも、年度ごとに申請する必要がありますので御注意ください。

## (2) 地域活動事業費について

### ①地域活動事業費実績報告書について

令和8年1月20日付け【7川こ保2第1218号】にて通知いたしました地域活動事業費につきまして、該当ある事業所につきましては、3月25日まで（当初の御案内から延長いたしました。3月中に事業実施がある等期日までの提出が困難な事業所は令和8年4月15日まで）に実績報告をオンライン手続きかわさきで行ってください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/a561d0d5-d2b6-46cc-aa4a-a7e73c509571/start>

<必要書類>

- ・令和7年度民間保育所地域活動事業費実績報告書
- ・費用の支出がわかるもの（領収書等）及び開催した事業がわかるもの（チラシ等）
- ・請求書（→不要といたしました。）

### ②請求方法について

実績報告を行った事業所については、4月（3月26日以降の申請分は5月）に請求ソフト上で3月分として、「調整用施設市加算」において、請求を行ってください。詳細な請求方法につきましては、別添「請求ソフト操作方法」をご確認ください。

※順次審査を行います。4月請求時には、審査が完了していないことが見込まれるため、審査完了後、実績額が変更となる場合は戻入処理が生じますので、その際は保育第2課より事業所宛連絡させていただきます。

## 3 物価高騰対応加算（給食費）について【令和8年度実施分】

※川崎市議会定例会（令和8年第1回定例会）における該当年度の予算議決を要します。

令和7年度に創設した物価高騰対応加算（給食費）について、引き続き令和8年度も事業を継続するため、下記の概要等を御確認ください。

### (1) 概要

昨今の物価高騰による給食材料費の値上げ等を受け、給食の費用増加による保護者の給食費負担額の増加抑制を図り、また保育所の給食の質の維持を図るため、川崎市消費者物価指数に基づき単価の設定をした上で、保育所の給食材料費についての費用分を加算するもの。

### (2) 加算単価及び対象期間

加算単価・・・児童一人当たり月額1,475円（予定）

対象期間・・・令和8年4月～令和9年3月

※物価高騰対応加算（給食費）は臨時的な対応であるため、加算単価については、川崎市消費者物価指数等の影響で年度途中で未支給分の単価を変更する可能性があります。

（3）注意事項

物価高騰対応加算（給食費）は概要のとおり昨今の物価高騰による保護者負担額の増加抑制を図ること等を目的としているため、加算の趣旨に基づき、保護者からの実費徴収額の増額は控えていただきますようお願いいたします。

（保育第2課）

電話 044-200-3128